

発議第1号

男女共同参画社会の実現を目指す女性の社会参加推進の決議

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出  
します。

平成28年2月6日 提出

提 案 者

大空町女性模擬議会議員 秋 岡 房 子  
大 橋 直 美  
鈴 木 ひとみ  
武 内 純 子  
遠 国 真 理  
豊 島 佐智子  
豊 島 好 美  
中 川 利佳子  
原 本 光 枝  
福 嶋 淳 子  
宮 下 久 枝  
森 賀 聖 子  
矢 浪 千恵子

大空町議会議長 近 藤 哲 雄 様

## 男女共同参画社会の実現を目指す女性の社会参加推進の決議

わたしたちは、政策・方針決定の場への女性の参画を促進し、町政への関心を深め、男女共同参画社会の実現を積極的に推進するため「女性模擬議会」に参加しました。

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、16年が経過しました。男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

したがって、男女共同参画社会の実現は、女性の人権の確立とともに高齢化、少子化、環境問題など社会が直面する様々な課題に対応し、活力ある社会を作る大きな鍵だと思います。

わたしたち女性は、自ら男女平等の意識改革を目指す学習を深めるとともに、女性の能力開発・向上に努め社会参加の推進を図るなど、その実現に向けて努力していかねばなりません。

わたしたちは、男女共同参画社会の実現を目指すとともに、第2次大空町総合計画の将来像である「夢を絆を 笑顔で彩る大空町」に向けて、積極的に参加していくことを女性模擬議会として決議いたします。